

○会費運用規則

(目的)

第1条 この規則は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）会則第24条による会費の運用、納入方法に必要な基準を定めることを目的とする。

(会費の納入方法)

第2条 会費は、本会の定める振込方法をもって納入する。

(会費の運用)

第3条 本会会則第24条による別紙第1第2項に定める会費は、次のとおり運用する。

- (1) 本会経常費
- (2) 連合会会則第88条の会費

(支部交付金)

第4条 本会は、支部に対し事務費を交付する。交付の額は、理事会において定める。

(規則の改正)

第5条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 旧会費運用及び印紙貼用台紙・証紙規則はこの規則施行の日から廃止する。

(経過措置)

- 3 会員は平成22年4月1日現在保有している未使用印紙貼用台紙・証紙を本会に返納したときは、本会は、返納された未使用印紙貼用台紙・証紙の納入時の額に相当する金額を返還するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則の改正は、平成29年5月20日（総会承認の日）から効力を生ずる。